

防災物品品質管理委員会規程

制 定 平成 22 年 8 月 18 日

最終改正 平成 24 年 5 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、防災性能確認業務規程第 7 条第 6 項及び防災加工専門技術者講習会規程第 2 条に基づき、防災物品品質管理委員会(以下「委員会」という)の組織、運営について定めることを目的とする。

(業 務)

第 2 条 委員会は、次の業務を所掌する。

- (1) 防災物品の品質管理に関する基準を定めること。
- (2) 防災加工専門技術者講習会の課程内容及び実施方法並びに合否判定基準について検討すること。
- (3) その他防災物品の防災性能の確認に関し、理事長から諮問のあった事項について審議すること。

(委員会の構成等)

第 3 条 委員会は、学識経験者及び行政機関の職員をもって構成する。

- 2 委員会の委員長及び委員は、公益財団法人日本防災協会理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括する。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理する。

(任 期)

第 4 条 委員長及び委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第 5 条 委員会は、理事長が招集する。

(補 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 9 月 15 日から施行する。

(委員の特例)

2 この規程の施行の際、防災試験委員会規程第 3 条の規定に基づき現に防災試験委員会の委員に委嘱されていた者及び防災加工専門技術者講習会規程第 2 条の規定に基づき現に専門技術者試験委員会の委員に委嘱されていた者については、この規程により委員が委嘱されるまでの間は、この規程により委嘱を受けた防災物品品質管理委員会の委員とみなす。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。